令和５・６年度野々市市競争入札参加資格申請について

（建設工事、測量業務等）

令和４年 12 月１日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の５第１項及び第 167 条の 11 第２項の規定に基づき、令和５・６年度に野々市市が発注する建設工事、測量・設計・建設コンサルタント業務等（以下「測量業務等」という。）の競争入札に参加する者に必要な入札参加資格申請（以下「申請」という。）については次のとおりとします。

１　申請に必要な要件

（１）　建設工事については、次のいずれにも該当する者

ア　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第３条第１項の規定による建設業の許可を受けており、かつ、法第 27 条の 23 第１項の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受け、当該審査の結果について、法第 27 条の 29 第１項の規定による総合評定値の請求をしている者

イ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第５条第１項に規定する適用事業を営む事業主である個人又は団体にあっては、雇用する労働者が同法第４条第１項に規定する被保険者となったことについて、同法第７条の規定による届出をしている者

ウ　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第３条第３項及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第６条第１項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあっては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第 48 条及び厚生年金保険法第 27 条の規定による届出をしている者

（２）　測量業務等については、次のいずれかに該当する者

申請業種	申請できる者
測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第１項の規定による登録を受けている者
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第２条第１項の規定による登録を受けている者
建築（設備）設計	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第１項の規定による登録を受けている者
地質調査	地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第２条第１項の規定による登録を受けている者
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第２条第１項の規定による登録を受けている者
造園管理、埋蔵文化財発掘調査、その他	造園管理、埋蔵文化財発掘調査、その他建設工事の施工に付随する調査、試験等を行う者

（３）　建設工事・測量業務等共通の要件

ア　市税及び国税（所得税又は法人税及び消費税に限る。）を完納している者

イ　令第 167 条の４第１項に該当しない者

ウ　令第 167 条の４第２項に該当しない者又は同項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過した者

エ　役員等（個人である場合にあってはその者を、法人である場合にあってはその役員及びその経営に関与している者を含む。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
オ　暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していない者
カ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていない者
キ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していない者
ク　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者

２　申請期間

［定期申請］令和５年１月10日（火）から令和５年２月９日（木）まで（土・日曜日、祝日を除く。）
午前８時30分から午後５時15分まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

［随時申請］令和５年４月３日（月）から令和６年11月29日（金）まで（土・日曜日、祝日を除く。）
午前８時30分から午後５時15分まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

３　申請方法

申請期間中にインターネットによる申請（以下「電子申請」という。）を行った後、必要書類を提出してください。申請期間内に電子申請及び必要書類の提出を終了していない場合は受付しません。

（１）電子申請
市ホームページ内に設けた「入札参加資格申請システム入り口」からシステムに入り、別添「令和５・６年度電子申請による入札参加資格申請について」を参照し、電子申請を行ってください。（システム稼働時間：土・日曜日及び祝日を除く平日の午前８時 00 分から午後８時 00 分まで）

（２）必要書類の提出
提出書類一覧から必要な書類を全て作成し、クリアファイル（Ａ４判無色透明）に入れて、申請期間内に郵送にて提出してください。市内に本社を有する者については持参することもできますが、窓口での書類審査は行いません。郵送の場合は、申請期間最終日の消印があるものまでを有効とします。
なお、財務諸表及び電子納税証明書、工事経歴書、業務実績調書、技術職員名簿については入札参加資格申請システムにおいて添付することもできます。

４　参加資格の審査項目

（１）建設工事について
ア　法第 27 条の 23 第１項の規定による経営に関する客観的事項
イ　別に定める主観的事項

（２）測量業務等について
ア　営業年数
イ　総従業員数
ウ　自己資本の額
エ　自己資本比率
オ　流動比率
カ　固定比率

キ　総資本経常利益率
ク　年間売上（請負・製造）高

5　参加資格の決定及び公表

入札参加資格者として決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登載し、市ホームページで公表します。

6　参加資格の有効期間

［定期申請］令和５年４月１日から令和７年３月31日まで
［随時申請］競争入札参加資格者として決定した日の翌日から令和７年３月31日まで

7　申請内容変更届出

入札参加資格者は、申請書の内容に変更があった場合、市ホームページに掲載されている「競争入札参加資格変更等に係る提出書類及び添付書類一覧」を確認の上、速やかに手続きをしてください。

8　参加資格の取消し

入札参加資格が要件を満たさなくなった場合又は偽りその他不正の行為により入札参加資格を得たと認められた場合は、その参加資格は取り消されます。

9　問い合わせ先及び書類提出先

（１）申請に関することの問い合わせ先及び書類提出先
野々市市　総務部　企画財政課　契約入札係
〒921－8510　石川県野々市市三納一丁目１番地
電話 076－227－6032　　ＦＡＸ076－227－6255
土・日曜日及び祝日を除く平日午前８時 30 分から午後５時 15 分まで
（ただし、正午から午後１時までを除く。）
メールアドレス：kikakuzaisei@city.nonoichi.lg.jp

（２）入札参加資格申請システムの操作に関することの問い合わせ先
電子調達コールセンター　　電話 0570－011－311
土・日曜日及び祝日を除く平日午前９時 00 分から午後６時 00 分まで

≪提出書類一覧≫

○は必須、△は該当者のみ提出してください。様式は市ホームページに掲載しています。

	書類の名称	建設工事	測量業務等	備　　考
1	提出書類確認票	○	○	商号又は名称等を入力の上、提出者確認用欄に✔でチェックし、不足書類がないか必ず確認してください。
2	令和５～６年度　定期　新規申請	○	○	入札参加資格申請システム（電子申請システム）から出力して添付。 ※Ａ４用紙に４分割にして印刷。
3	使用印鑑届・委任状・市税滞納有無調査承諾書	○	○	使用する印鑑を押印してください。 代理人を選出したときは、代理人の使用印。 Ｂ欄の委任状欄は、支店・営業所等に権限委譲する場合のみ記載。（委任期間は令和７年３月 31 日まで） Ｃ欄の市税滞納有無調査承諾欄は市に本店・支店または納税義務がある場合のみ記載。 ※建設業者は、委任先となる営業所等に専任の技術者を配置して営業する許可業種のみ申請可能。 ※同一人物に対する委任は不可。
4	営業所一覧表（該当者のみ）	△	△	本店（主たる営業所）以外に営業所（支店等）を有する場合に提出してください。（委任の有無にかかわらず提出が必要です。） 記載内容が同様であれば他の様式でも可。 **※注１**
5	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書	○	○	法人の場合、商業登記簿謄本に記載されている役員すべて（社外取締役、監査役含む）を記載してください。 また、支店・営業所等に入札・契約等に関する事項を委任している場合は、受任者も記載してください。
6	総合評定値通知書（写し）	○		総合評定値（P）が記載されていて、審査基準日が令和３年10月１日から令和４年９月30日までのものを２通提出してください。 **※注２** 社会性等の評点（W点）中、雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入について「無」がある場合は申請できません。ただし「適用除外」の場合は除きます。 **※注３**
7	許可（登録）通知書・証明書（写し）	○	○	申請業種に関する通知書・証明書の写し。（官公署発行のもの）

8	国税の納税証明書（所得税又は法人税及び消費税）（写し可）	○	○	納税証明書（その３）。法人の場合は（その３の３）、個人の場合は（その３の２）でも可。いずれも未納がないことがわかるもの。 ※申請日前３箇月以内の発行日のものを提出してください。（電子納税証明書を印刷したものでも可） 国税庁の「納税証明書オンライン請求（e-Tax ホームページ https://www.e-tax.nta.go.jp/）」も利用できます。 ※電子納税証明書は入札参加資格申請システムによる添付も可。（PDF 形式）
9	財務諸表		○	申請日から直近２箇年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書。 ただし、個人の場合は、所得税確定申告時の青色申告決算書の損益計算書（又は収支内訳書）及び貸借対照表。 ※入札参加資格申請システムによる添付も可。（PDF 形式）
10	工事経歴書	○		直前２箇年の営業年度分。（申請を希望する業種のみ作成） 経営事項審査申請時に提出した工事経歴書の写しを提出してください。 記載内容が同様であれば他の様式でも可。 ※入札参加資格申請システムによる添付も可。（PDF 形式）
	業務実績調書		○	直前２箇年の営業年度分。（申請を希望する業種のみ作成） 記載内容が同様であれば他の様式でも可。 ※入札参加資格申請システムによる添付も可。（PDF 形式）
11	技術職員名簿	○		申請時点で最新の名簿。 建設工事の場合は、経営事項審査申請時の写しを提出してください。（退職者がいる場合は退職年月日を明記し、追加者がいる場合は朱書きにより追記すること。） 記載内容が同様であれば他の様式でも可。 ※「技術職員資格区分コード表」を参照してください。 ※入札参加資格申請システムによる添付も可。（PDF 形式）
			○	申請時点で最新の名簿。 記載内容が同様であれば他の様式でも可。 ※入札参加資格申請システムによる添付も可。（PDF 形式）
12	主観的事項に関する調査票及び添付書類（希望者のみ）	△		市内に主たる営業所（本店）を置く建設工事業者が対象となります。主観的事項に関する点数の付与を希望する方は提出してください。 ※申請期間は、令和５年１月 10 日（火）から令和５年２月９日（木）まで。（土日祝日除く） **※注４**

13	入札参加資格申請受領票及び返信用封筒（郵便切手貼付）（希望者のみ）	△	△	受領確認が必要な場合は、受領票に商号又は名称を記入の上、宛名を記載した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。（受領票返送用）

※注１　建設工事の場合、各営業所が受けている建設業法上の許可業種を記載してください。
　建設業許可申請時に提出した営業所一覧表（新規許可等）又は営業所一覧表（更新）の写しも可。

※注２　随時申請の場合は、上記の期間の総合評定値通知書（写し）と併せて申請日から直近の総合評定値通知書（写し）も提出してください。

※注３　審査基準日以降に社会保険に加入している場合は、最新の総合評定値通知書（写し）（社会保険が「有」の記載となっている場合）又は次の書類を併せて添付してください。

【雇用保険の場合】

「雇用保険適用事業所設置届　事業主控（提出先での受付済印）」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」（写し）

【厚生年金・健康保険の場合】

「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（提出先での受付済印）」又は「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（写し）

※注４　野々市市建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査基準に規定する書類を提出してください。なお、主観点数の有効期間は１年度のため、令和６年度について加点を希望する場合は、改めて提出が必要となります。